

**訪問介護事業所
運営規程**

2874100015
〒671-1301
兵庫県たつの市御津町黒崎 268

株式会社 のもと 本店

TEL 079-322-0930 FAX 079-322-0932

(事業の目的)

第1条 株式会社 のもと 本店が開設する 株式会社 のもと 本店指定訪問介護事業所（以下「のもと事業所」という）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した

日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供を行う。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 株式会社 のもと 本店

(2) 所在地 兵庫県たつの市御津町黒崎 268

(職員の職種、人員及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人員及び職務の内容は次のとおりとする。

なお、必要に応じて、職種又は員数を増やすものとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は事業所の従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも
指定訪問介護の提供に当たるものとする。

(2) サービス提供責任者

2名 (常勤 1名、非常勤 1名)

サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護の利用に関する調整、訪問介護員等
に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等

12名以上 (登録型 10名以上)

訪問介護員等は指定訪問介護の提供に当たる。

* 必要に応じて職種・員数を増減するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日。 ただし、年末年始の12月28日から1月3日

お盆の8月13日から8月15日は休みとする。年によっては1~2日前後する
ときもある。日曜、祝祭日も休みとする。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日は午前8時から午後5時、土曜日は9時から12時
までとする。

- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービス提供時間は7時から22時とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額とする。

1 身体介護

食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換等

2 生活援助

買い物、調理、掃除、洗濯、居室の整理整頓、薬受け取り等

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は姫路市・たつの市・揖保郡太子町とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

第10条

- (1) 虐待防止対策検討する委員会の定期開催と職員に対しての研修を行う。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定訪問介護サービス等に利用者またはそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
事業所は、指定訪問介護事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり

設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(4) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(5) 継続研修 年2回

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 のもと 本店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条（事業継続計画）

業務継続計画の策定などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも 利用者が継続して指定訪問介護サービスの提供が受けられるよう 業務継続計画を策定するとともに その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第14条

感染症の予防及び蔓延防止に努め 感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対策指針等を作成し啓示を行う。又 研修会や訓練を実施し 感染対策の資質向上に努める。

付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年8月16日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年9月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月1日から施行する。